

土木工事成績採点表

平成 年 月 日 作成  
地域振興局

工事番号		工事名		工期		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		契約金額		平成 年 月 日																					
請負者名		主任監督員		総括監督員		検査員(出来形部分・中間・一部しゅん工)		検査員(出来形部分・中間・一部しゅん工)		検査員(しゅん工)																					
		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名																					
考查項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e				
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																									
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																									
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5		+2.5		0	-7.5	-15	+5		+2.5		0	-7.5	-15				
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																		
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																		
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																									
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20				
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4	0	-12.5	-25				
	III. 出来ばえ													+5		+2.5		0	-5		+5		+2.5		0	-5					
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応※2						+20		~		0																				
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+7.0		~	0																										
6. 社会性等	I. 地域への貢献度 ※4						+10	+7.5	+5	+2.5	0																				
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点														
評定点(65±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点														
評定点計		⑤ 点					○既済部分(出来形部分・中間・一部しゅん工)検査があった場合:(①					点×0.4+②					点×0.2+③					点×0.2+④					点×0.2)= 点				
							○既済部分(出来形部分・中間・一部しゅん工)検査がなかった場合:(①					点×0.4+②					点×0.2+④					点×0.4)= 点									
7. 法令遵守等 ※7							点																								
評定点合計 ※8		⑦ 点					7. 評定点計⑤( 点) - 8. 法令遵守等⑥( 点) =					点																			
8. 総合評価 技術提案 技術提案履行確認 ※9							履行 不履行 対象外																								
所見 ※5		(主任監督員)					(総括監督員)					(検査員)					(検査員)														

※1 65点 + 1.~3.の評定(加減点合計) + 4.~6.の評定(加減点合計) = 評定点

各評定点(①~④)は少数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。

※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4 4., 5., 6.は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。

※5 所見は必ず記載する。

※6 各考查項目ごとの採点は、考查項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任、総括監督員が行う。

※7 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。

※8 評定合計は、四捨五入により整数とする。

※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。